

第2 監査の対象とした公有財産の概要

1. 公有財産の内容

(1) 概要

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい（地方自治法（以下「自治法」という。）第237条第1項）公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（自治法第238条第1項）。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

前2項に掲げる不動産および動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利

出資による権利

不動産の信託の受益権

なお、公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する（自治法第238条第2項）。

(2) 行政財産

行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（自治法第238条第4項）。

公用財産は、県がその事務又は事業を執行するために自らが直接使用することを目的として所有する財産をいい、具体的には、県庁舎、公舎、交番などをいう。

公共用財産は、住民の一般的な共同利用に供することを目的として所有する財産をいい、具体的には、学校、公園、病院、文化施設、住宅などをいう。

(3) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（自治法第238条第4項）。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができる（自治法第238条の5第1項）とされており、貸付等が制限されている行政財産とはこの点において異なっている。

(4) 公有財産以外の財産（借受財産）

借受財産とは、公用又は公共用に供するため、国、地方公共団体又は民間等から借り受けた土地又は建物をいう（群馬県借受財産事務取扱要領第1条）。

借受財産は公有財産ではないが、県が公用又は公共用に供するために必要な財産であり、公有財産と同様に管理する必要がある財産であるため、今回の監査対象としている。

（5）群馬県の公有財産の分類

なお、群馬県の公有財産の分類は以下のとおりである。群馬県では、便宜上、公用財産を公舎と公舎以外に分けている。

